

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの 指定管理候補者の選定について

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林 昭男（鳥取市東町一丁目220番地）

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

242,285,000円（債務負担行為額 242,285,000円）

〔参考〕各年度の内訳

年 度	指定管理料
令和6年度	48,457,000円
令和7年度	48,457,000円
令和8年度	48,457,000円
令和9年度	48,457,000円
令和10年度	48,457,000円

4 選定理由

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの指定管理者の検討に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

過去の実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、スポーツの振興のみならず、産業の振興や障がい者スポーツの普及、スポーツ教室の充実など、利用者のサービス向上に向けた具体的な取組の提案があり、評価できるため。

5 応募者（1者）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
公益財団法人鳥取県スポーツ協会	鳥取市東町一丁目220番地	会長 林 昭男

6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等
張 漢賢（委員長）	公立鳥取環境大学環境学部 教授
下浦 友紀	税理士
福田 公子	鳥取県スポーツ推進委員協議会
上原 佑希子	鳥取障がい者水泳協会 理事
小林 一義	鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 施設管理（施設設備の維持管理、衛生管理等） (3) 料金設定（開館時間、休館日、利用料金等） (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) スポーツ教室の普及振興の考え方、普及振興事業の企画力 (7) 障がい者に優しい施設利用及び障がい者スポーツの普及振興の取組の企画力	65
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業の協定締結 オ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価	36

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	(公財) 鳥取県スポーツ協会
基準 1 (施設の平等利用)	適/不適	適
基準 2 (施設の効用発揮)	6 5	3 4. 0
基準 3 (経費の効率化)	2 0	8. 0
基準 4 (管理の安定性)	3 6	1 5. 4
合 計	1 2 1	5 7. 4
順位		1
※ 点数は各委員の平均		
<p>【委員からの主な意見】 主な審査項目について</p> <p>○選定基準 1 【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要望への対応・改善が早く助かっている。 ・ 猛暑、新型コロナウイルス感染症に対する様々な対応がしっかり実施されている。 <p>○選定基準 2 【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料貸し出し物品の管理について、有料化することは、いい取り組みだと思う。 ・ 先日の台風 7 号の影響で屋内プールの排煙窓が割れた際も、プールの清掃など対応が早かった。 ・ 屋根付きのハートフル駐車場の設置について、2 台分設置されており利用しやすい。 ・ スポーツ教室の熱中症対策として、定期的に強制的な休憩を取り入れるなどして、対策を試みてはどうか。 <p>○選定基準 3 【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に意見なし。 <p>○選定基準 4 【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に意見なし。 		

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（概ね現行どおり）

○開館時間

- ・ 体育館 午前 9 時から午後 1 0 時まで
- ・ プール 午前 1 0 時から午後 8 時まで
 (5 月から 6 月まで) 午前 9 時 3 0 分から午後 8 時まで
 (7 月から 9 月まで) 午前 9 時から午後 8 時まで

○休 館 日

- ・ 体育館 毎月第 4 水曜日、年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）
- ・ プール 毎週水曜日（夏期は休館日なし）、年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）

(2) 利用料金・減免

○利用料金：新規料金の設定及び一部変更料金設定

【体育館】

①大会等での会議室利用の有料化

②設備料金の設定（サブアリーナ固定式バスケットボール用具、電光掲示板、パーティション）

【プール】

①個人利用（一般、高大、小中）を通年料金に改定

②プールコース、幼児用プール専用利用を通年料金に改定

③25メートルプール全面使用料金の設定

○減免基準：現行どおり

（3）施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- ・施設には、大会実績のある選手や指導者が在籍しており、専門知識を生かした体育館・屋内プールの施設管理や、スポーツ教室の運営に当たるとともに、各競技団体が主催する大会などへ審判員、指導等の協力を行う。
- ・高齢になってからでもスポーツを気軽に始めることができるよう機会と交流の場を提供するためのスポーツ・水泳教室を開催し、高齢者の参加を促進する。
- ・地域や学校等に専門的な知識を有している職員を派遣し、スポーツ、ストレッチ等の運動や講習会・研究会の開催に取り組む。

（4）利用促進のための取組

- ・エントランスにスポーツに関する情報提供コーナーを設ける。
- ・利用者向けにスマートフォン・携帯電話の充電サービスの提供や、無線LAN環境を整備する。
- ・けがや病気に備えて、休日に受診可能な医療機関の情報をロビーに掲示する。
- ・ホームページの充実やSNSによる情報発信を行う。
- ・利用者の声を意見箱やアンケートで把握するとともに、他施設の管理状況を視察・調査することで、管理運営方法の改善に努める。
- ・実際に身体を動かしながら、災害の知識を身に付ける災害スポーツイベントに取り組む。
- ・パラスポーツ・インクルーシブスポーツの普及振興のための体験事業等を実施する。
- ・夏休み等の長期休暇を利用し、当日空いている場所を学習スペースとして提供するなど施設利用の促進を行う。
- ・会議室を活用し、会議や研修での利用のほかにヨガやピラティス、ストレッチ、トレーニング、ダンス、太極拳をターゲットに健康増進、維持等を目的とした利用の促進を行う。

（5）経費削減のための取組

- ・新世代エネルギーの導入や計画的なLED化を推進する。
- ・こまめな消灯やグリーンカーテンを実施する。
- ・事務室のエアコンを夏期28度、冬期18度に設定し、ブラインドのこまめな開閉を行うことで電気代の節約に努める。
- ・植栽管理は可能な限り職員が行う。
- ・ペットボトル、キャップ、プラタブ、落ち葉の堆肥化のリサイクル推奨を行う。
- ・6R社会の実現とエコオフィスへの取り組みを行う。